

第54回JAIPAの集いin山形

プロバイダ責任制限法の改正への対応と JAIPAの活動紹介

2022年10月14日

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会

<http://www.jaipa.or.jp/>

主にインターネットプロバイダーからなる日本で唯一の業界団体です
JAIPA会員は、

■ インターネット接続サービス(ISP) 事業者

■ クラウド、ホスティング事業者

■ 上記に対してセキュリティや情報通信インフラ構築等の各種サービスを提供する事業者

など、インターネット関連事業者で構成されています

設立

1999年12月

会員数

144社（正会員 140社 賛助会員 4社）

ホームページ

<https://www.jaipa.or.jp/>

住所

〒151-0053
東京都渋谷区代々木1-36-1 オダカビル6F

連絡先

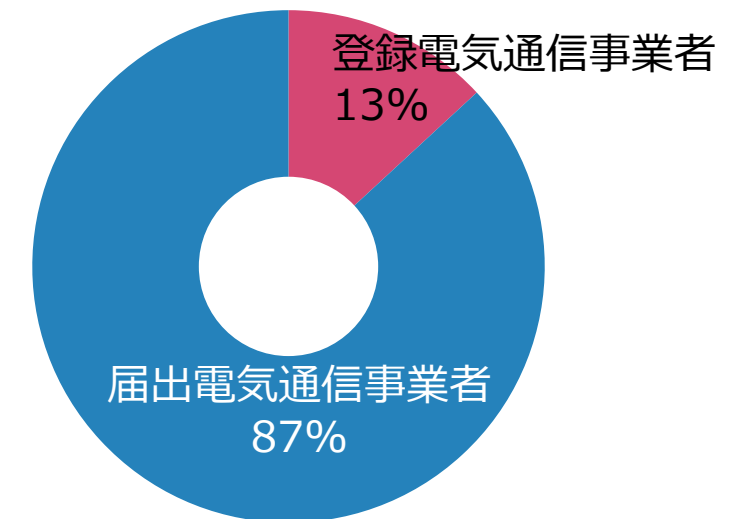
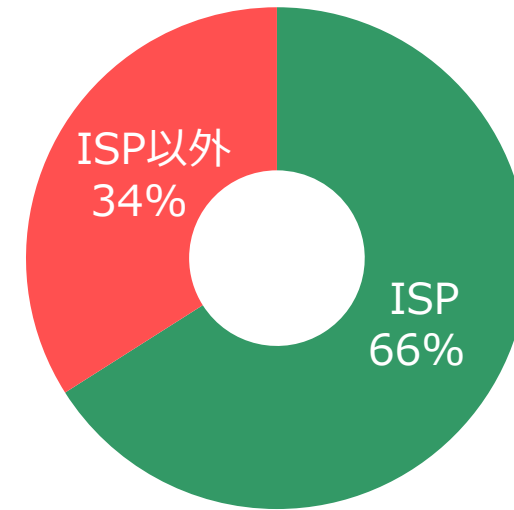
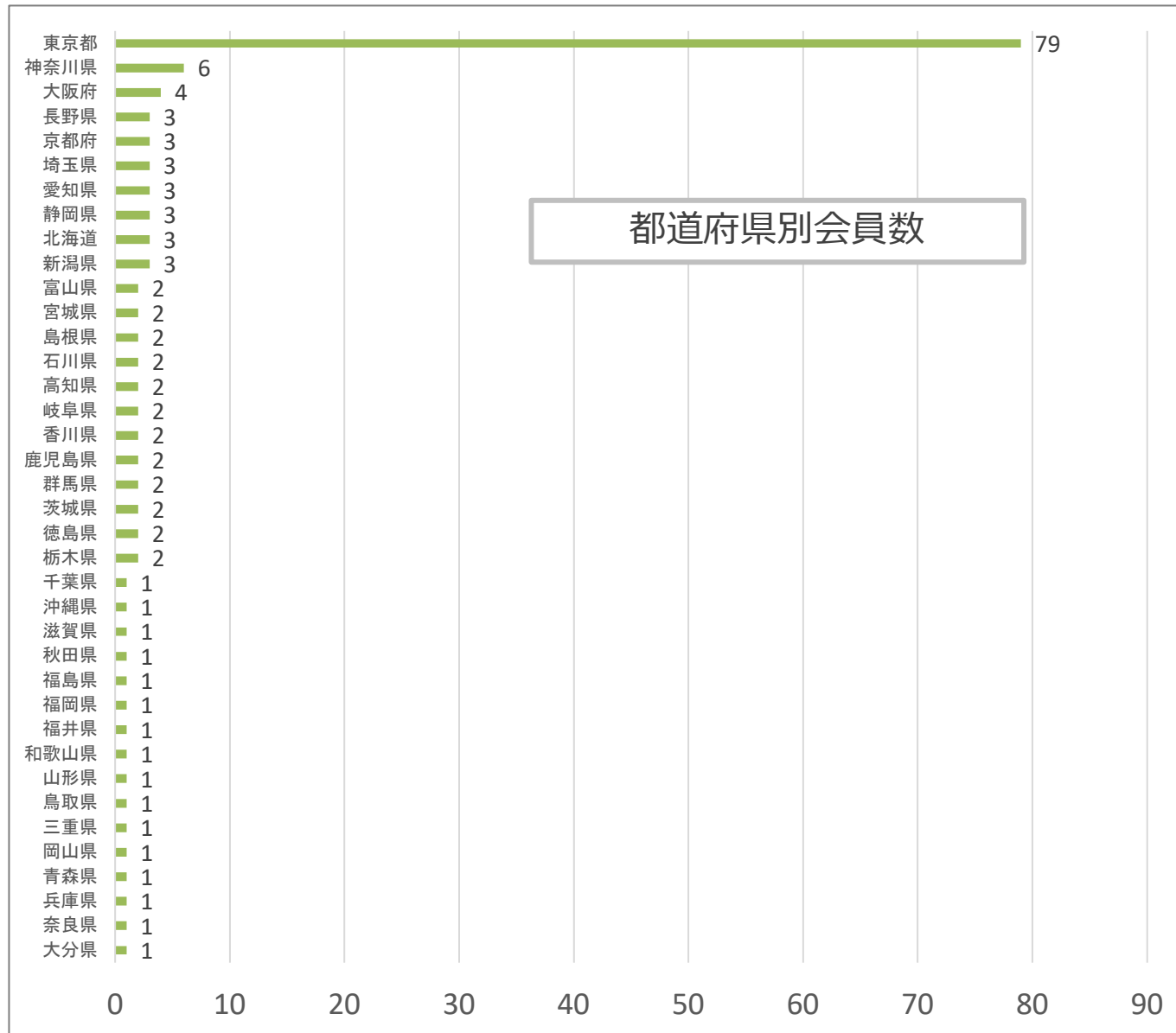
TEL : 03-5304-7511
FAX : 03-3379-5530

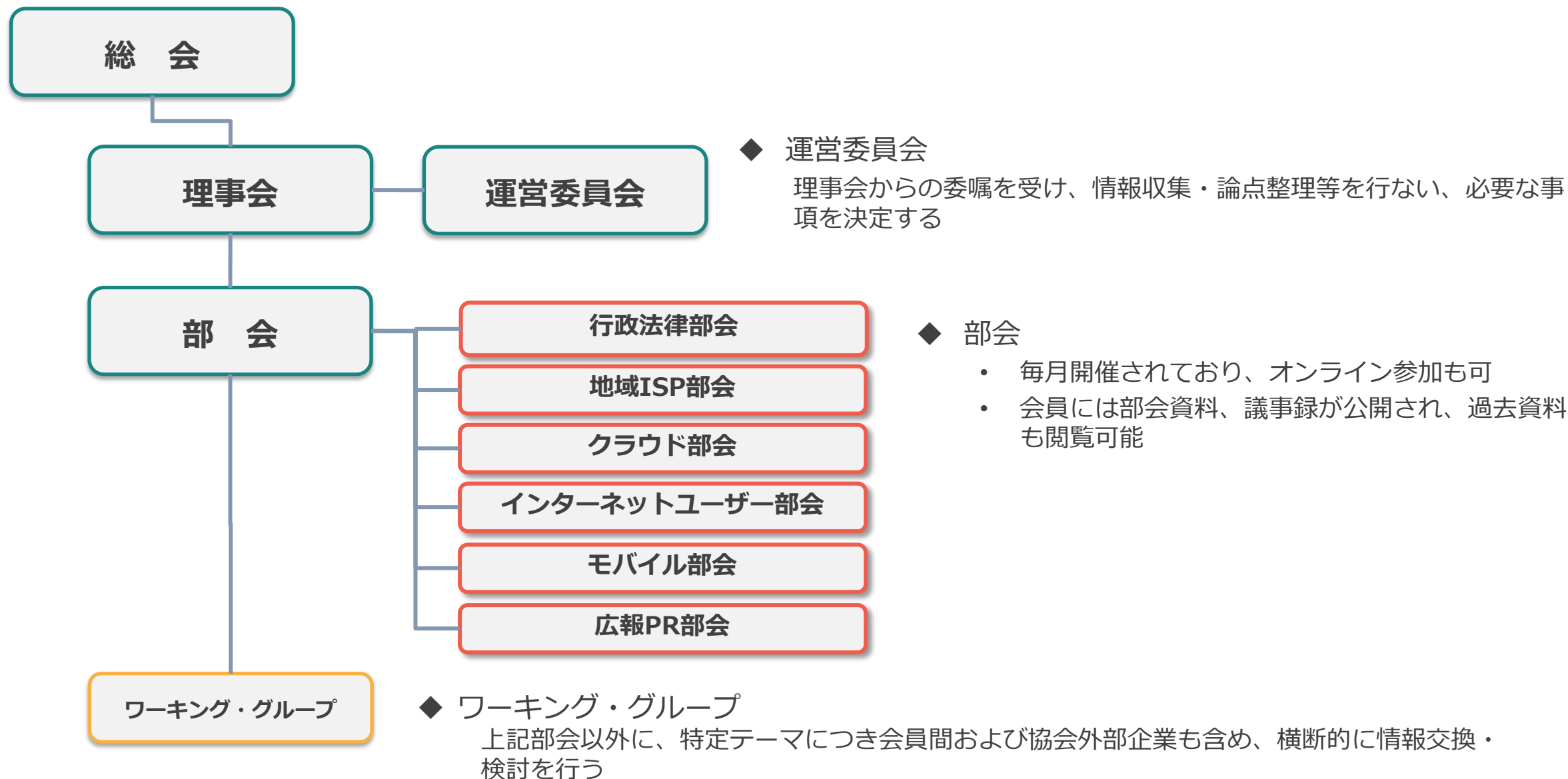
E - mail

info@jaipa.or.jp

活動内容

- 年次総会、理事会
- 運営委員会
- 部会、ワーキンググループ
- 総務省研究会参画（意見書、プレゼンテーション）
- 業界統計情報の収集、分析、会員企業への情報提供
- 各種イベントを通じた会員同士の交流・情報交換機会の提供





● 行政法律部会

部会長：野口（EditNet株式会社）

協会会員への情報提供などを活動の中心として参ります。そして事業者団体が中心になって活動をしている会議や、総務省主催の会議が多数有り、本部会の主要メンバーが参加していることから、そこでの活動を部会の皆様方にお知らせし、意見交換を行い、勉強会などを開催し、行政等に意見をまとめて発信したいと考えております。

● 地域ISP部会

部会長：晋山（ジェットインターネット株式会社）

地域でISPを行っている事業者を中心として活動しています。月1回の部会では、遠方からも毎月多数参加していただき意見交換を含めた情報共有をしております。また、部会に参加できないところでも積極的に参加できるように毎年2～3回の「ISPの集い」を開催し、毎月の会議で課題にあがったものを検討し、ディスカッションをして解決策を見出しております。集いではその開催地での問題点や新しい取り組みを紹介していただき、常に各地域の情報交換を行っております。最近では地域だけでなく大手ISPの参加者も多くなっています。

● クラウド部会

部会長：青山（GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社）

インターネットの日常社会への浸透が進み、その利用形態も情報収集だけでなく、コミュニティへの参加、情報の発信など、幅を広げています。ホスティング事業も急速な発展を続けており、クラウド事業に参入する事業者も多くなっています。利用者からのサービスに対する要求も大きく、その課題に対して取り組み、利用者へもわかりやすく活用できるよう検討。そして、セキュリティのように日々進化している事への対応を他団体と連携し「クラウド」を中心に運用面、技術面等を含めた検討をして参ります。

● インターネットユーザー部会

インターネットは普及と促進が進み、情報交換や収集だけでなく、生活や教育・娯楽においても必要不可欠なものとなり、その在り方を見直しされております。安心・安全にインターネットが利用できる市場・環境の実現に向けて各々が出来る事の共有や疑問の解決を行っています。総務省の消費者保護対応の研究会にオブザーバ参加し改正される消費者保護対応の事前共有や意見表明をしております。消費者団体とも勉強会や意見交換を実施し、利用者の苦情削減に向けた対応を行っています。

● モバイル部会

部会長：北村（株式会社日本レジストリサービス）

ビジネスモデル、収益構造がISPに近いことや、現在MVNO市場は成長市場となっているため、プロバイダーの新たな収益事業開拓として必要では無いかとのことから、移動体の知識、ノウハウを蓄積し、情報交換・協業の場を作って行こうと思っております。今後は、移動体市場全般に関する情報共有、会員のMVNO事業参入の支援、モバイルに関する政策提言などを通じた行政、MNOへの働きかけ、MVNO事業者への要望等の検討、端末に関する情報交換を行います。

● 広報PR部会

部会長：井口（株式会社オキット）

従来「女性部会」として企業での働き方やキャリア・育成などをテーマに異業種企業も含めた勉強会、交流活動を実施して来ましたが、これまで培ったノウハウをベースにより広く情報発信活動を行なうべく、2022年4月より「広報PR部会」として新たに取り組む事となりました。新部会ではJAIPAが取り組んでいる各種活動を会員企業に分かりやすく紹介し会員間の連携・活性化を図ると共に、広く外部に周知していく事で業界全体の認知向上、理解促進に取り組んでいきます。

● ゲーム・エンタメNW接続性課題検討ワーキンググループ

インターネットの光回線は急速にIPv6化が進んでいますが、家庭でオンラインゲームがスムーズにできないケースも増えています。その原因は例えば通信を担っているISPやVNE、ゲームベンダー、ルーター機器メーカー単独では解決できず、複雑に絡み合っているのが現状です。自宅のネットワークがIPv6でゲームのコンテンツがIPv4で作られている場合、IPv4overIPv6という技術を使って通信しますが、V4とV6を結ぶ設定値やリソースの関係でログインできない、突然切断されるなどの現象をひとつずつ検証し解決していく取り組みを行なっています。

● IGF2023ワーキンググループ

国連が主催するグローバルの会合であるインターネット・ガバナンス・フォーラム（IGF）は2023年日本での開催が予定されています。同会合において我が国通信業界として様々なインターネットガバナンスを紹介し、国際間の理解促進および対外的な情報発信につなげるべく、JAIPAにおいても海賊版対策とブロッキング、IPv4/IPv6 共存技術の課題、インターネット上の誹謗中傷問題などをプログラムのセッションのテーマ候補として提案して行く活動を行なっています。

● GIGAスクール構想支援ワーキンググループ

学省GIGAスクール構想の実現において、児童生徒が安定したネットワーク環境でICTを活用した学習を行えるようにするため、各学校設置者が自らのネットワーク環境の構築を構築事業者や保守事業者と相談する際の確認事項をネットワークアセスメント項目として整理しました。またJAIPA会合などで学校関係者と各地域現場の現状および課題の共有、解決の検討を行なっています。

● コンテンツ・CDNトラフィックワーキンググループ

- ISPフレンドリーなCDNのトラフィックを健全にユーザーまで届けるコンセンサス作り
 - CDN以外にも大量のトラフィックが生じるプラットフォームとの情報交換、コンセンサス作り
 - CDN事業者がISPフレンドリーなトラフィック制御を実施していくための啓蒙活動
 - コンテンツ発信元に上記ISPフレンドリーなCDNを活用していくための情報提供・啓蒙活動
- 上記を実現していくためのコミュニティを醸成し技術・運用における情報交換を活発に行なっています。

● 低炭素社会実現計画ワーキンググループ

COP21パリ協定に基づく政府の地球温暖化対策計画の一環として、JAIPAも業界団体自主行動計画として「低炭素社会実行計画」を2016年12月に策定しました。2017年2月に日本経団連低炭素社会実行計画WG（その後カーボンニュートラル行動計画に名称変更）参加し、毎年9月に調査を行い日本経団連に対して年度ごとの実績データを提出しています。

総務省

日本における情報通信政策を所轄。通信事業規制官庁でもある。



政策は総務省と業界団体との間の議論を通じて形成される

電気通信関連の4 業界団体

電気通信事業者協会	JAIPA	テレコムサービス協会	日本ケーブルテレビ連盟
固定及び移動体通信 キャリア	ISP、ホスティング、 データセンター、クラ ウド事業者など	電気通信事業者、情報 通信事業者	ケーブルテレビ事業者

ICT-ISAC
JPNIC
ICSA
安心協



違法情報等対応連絡会

電気通信サービス向上推進
協議会

プロバイダ責任制限法ガイ
ドライン協議会

安全安心マーク推進協議会

ファイル共有ソフトを悪用
した著作権侵害対策協議会
(CCIF)

JAIPAをめぐる業界団体関連図



理事などの役員
就任団体

日本ネットワーク・オペレーターズ・グループ(JANOG)

総務省系

インターネットトラフィック流通効率化検討協議会(CONECT) (未参加)

IPv6社会実装推進タスクフォース

IPv6普及高度化推進協議会

(一社)日本ネットワークイン
フォメーションセンター(JPNIC)

(一財)日本データ通信協会
個人情報保護推進センター

(一財)マルチメディア振興センター(FMMC)
情報通信における安心安全推進協議会

(一社)ICT-ISAC

認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会

(一社)電気通信事業者協会(TCA)

(一社)テレコムサービス協会

(一社)日本ケーブルテレビ連盟

(一社) JAIPA

NPO 法人 地域間高速ネットワーク機構(IXO)

(一社)携帯電話販売代理店協会(NAMD)

(一財)情報通信振興会

(一社)デジタルメディア協会(AMD)

(一社)インターネットコンテ
ンツセキュリティ協会(ICSA)

(一社)セーフティーインタ
ーネット協会(SIA)

日本テレワーク協会

ヤフー

経産省系

有限責任中間法人
JPCERT/CC

フィッシング対策推進協議会

ECネットワーク

スマートIoT推進フォーラム

(一社)日本データセンター
協会

(一財)インターネット協会

(一社)日本IT連盟

NPO日本ネットワークセ
キュリティ協会(JNSA)

安全安心マーク推進協議会

プロバイダ責任制限法ガイドライン
協議会

電気通信サービス向上推進協議会

インターネットメディア連絡会

違法情報等対応連絡会

安心ネットづくり促進協議会

ICT 分野におけるエコロジーガイド
ライン協議会

ファイル共有ソフトを悪用した著作
権侵害対策協議会(CCIF)

情報通信月間推進協議会

(一社)無線LAN
ビジネス推進連絡会

警視庁サイバー犯罪対策協議会

モバイルコンテンツ
フォーラム(MCF)

権利者団体

日本レコード協会、日本音楽著作権協会(JASRAC)、ユニオンデ
ファブリカン、日本知的財産協会、コンピュータソフトウェア著作
権協会(ACCS)、日本映画製作者連盟、日本映画製作者協会、
日本映像ソフト協会、日本映像ソフト協会、BSA | ザ・ソフトウェア
・アライアンス) 日本国際映画著作権協会(JIMCA)、MPA(米国)

- 電気通信事業ガバナンス検討会
- ネットワークの中立性に関する研究会
- ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会
- 接続料の算定等に関する研究会
- ICTサービス安心・安全研究会
- インターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する検討会
- 発信者情報開示の在り方に関する研究会
- 電気通信事業におけるサイバー攻撃への適正な対処の在り方に関する研究会
- インターネットのサービス品質計測等の在り方に関する研究会 等

- 帯域制御の運用基準に関するガイドライン検討協議会
- プロバイダー責任制限法ガイドライン等検討協議会
- IGF Japan (Internet Governance Forum)
- インターネットコンテンツセーフティ協会
- 違法情報等対応連絡会
- インターネット接続サービス安全・安心マーク推進協議会
- 電気通信サービス向上推進協議会
- インターネットの安定的な運用に関する協議会
- 安心ネットづくり促進協議会
- 情報通信における安心安全推進協議会
- IPv6社会実装推進タスクフォース
- 迷惑メール対策推進協議会 等

発表日	意見書内容
2022年2月14日	<u>東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見を提出</u>
2022年2月4日	<u>電気通信事業ガバナンス検討会 報告書（案）に対する意見を提出</u>
2022年1月28日	<u>「接続料の算定等に関する研究会 卸協議の適正性の確保に係る制度整備について（案）」に対する意見を提出</u>
2022年1月21日	<u>ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会 最終取りまとめ【案】に対する意見を提出</u>
2022年1月7日	<u>電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（案）等に対する意見を提出</u>
2021年12月3日	<u>光卸についての協議状況と要望（接続料の算定等に関する研究会（第50回）での説明資料）</u>
2021年10月25日	<u>東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に関する意見を提出</u>
2021年8月18日	<u>「消費者保護ルールの在り方に関する検討会報告書2021（案）」に対する意見を提出</u>
2021年8月6日	<u>IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方～IP網への移行完了を見据えた接続制度の整備に向けて～最終答申（案）に対する意見募集「接続料の算定等に関する研究会 第五次報告書（案）」に対する意見を提出</u>
2021年8月2日	<u>「接続料の算定等に関する研究会 第五次報告書（案）」に対する意見を提出</u>
2021年7月30日	<u>ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会 中間取りまとめ（案）に対する意見を提出</u>
2021年6月28日	<u>東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見募集に関する意見を提出</u>

発表日	意見書内容
2021年6月14日	<u>消費者保護ルールの在り方に関する検討会第30回 論点整理につきまして（消費者保護ルールの在り方に関する検討会（第31回）説明資料）</u>
2021年5月14日	<u>東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の 第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案 に対する意見募集の結果及び再意見書を提出</u>
2021年4月26日	<u>東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見を提出</u>
2021年4月23日	<u>固定ブロードバンドの提供構造と支援対象事業者・インターネットの品質の課題と地方におけるインターネットの状況（ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会（第11回）説明資料）</u>
2021年4月9日	<u>2021年代半ば頃に向けた電気通信事故の報告・検証制度等の在り方に関する意見を提出</u>
2021年7月30日	<u>ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会 中間取りまとめ（案）に対するを提出</u>
2021年6月28日	<u>東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見募集に関する意見を提出</u>
2021年6月14日	<u>消費者保護ルールの在り方に関する検討会第30回 論点整理につきまして（消費者保護ルールの在り方に関する検討会（第31回）説明資料）</u>
2021年5月14日	<u>東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の 第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案 に対する意見募集の結果及び再意見書を提出</u>
2021年4月26日	<u>東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見を提出</u>
2021年4月9日	<u>2021年代半ば頃に向けた電気通信事故の報告・検証制度等の在り方に関する意見を提出</u>

● 業界内当事者が一同に集まり 情報交換する場の開催

- JAIPA ISPの集い
- 沖縄ICTフォーラム
- JAIPA Cloud Conference

● 国内外の機微な情報セキュリティなど最新の動向取得

- JPCERT/CC セキュリティ情報交換会
- セキララ会（クローズド）
- NISC ニュースレター

● 行政・大手アクセスキャリア からの会員向け説明会

- 政府情報システムセキュリティ評価制度説明会
- 総務省、NTT東西からの各種説明会

● 海外事例の把握

- 海外の通信団体を訪問し先方の国での事例・法令を把握
- モバイル部会を中心に、香港、台湾等を視察



- 全国各地にて年に1-2回の頻度で開催、現在まで53回開催
- JAIPA会員企業、開催地企業、NTT・行政関係含め各回参加者多数

インターネットに携わる事業者が一堂に会し、日頃の課題等を検討して参加される方々が次のステップに行けるような情報交換、共有をして活発な意見交換が出来る場を提供しております。また、開催地の活動を来場者にご紹介する場にもなっております。

- ・ 2022年4月 松山 <https://www.jaipa.or.jp/topics/2022/03/53jaipain202242122.php>
 - ・ 2019年9月 旭川 <https://www.jaipa.or.jp/topics/2019/08/52ispin912-13.php>
 - ・ 2019年5月 佐賀 <https://www.jaipa.or.jp/topics/2019/04/ispin-3.php>
- ※ 2020-21年はコロナのため開催なし



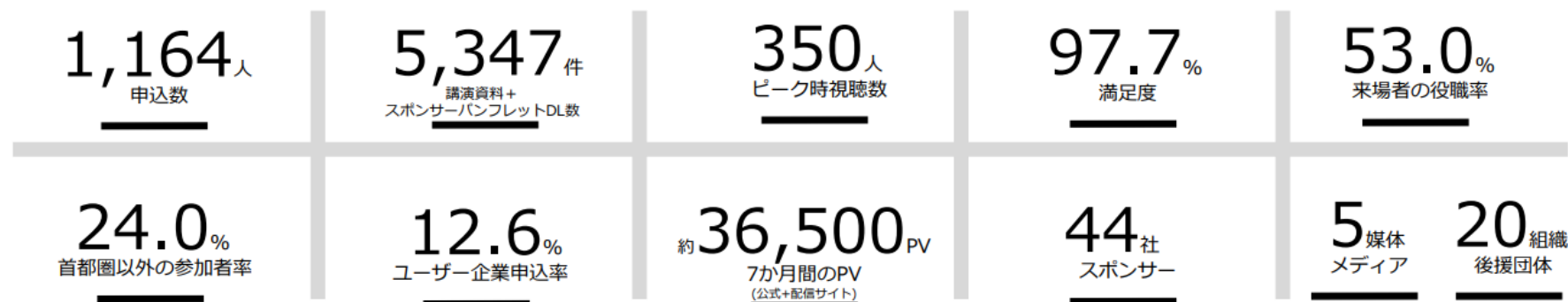
- 年に1回、離島を中心に沖縄各所で開催
- JAIPA会員、開催地企業、NTT・行政関係その他、含め毎回100名以上が参加

- ・ 2021年11月 名護 <https://www.jaipa.or.jp/topics/2021/11/ict2021in.php>
- ・ 2020年11月 久米島 <https://www.jaipa.or.jp/topics/2020/11/ict2020in.php>
- ・ 2019年7月 与那国 <https://www.jaipa.or.jp/topics/2019/07/ict2019in.php>

※ 過去の開催回の情報はこちら：<https://www.jaipa.or.jp/topics/event/okinawa-ict/>



2021年の実績（2021年9月2日開催）



- IGF Japanを主催(2010～)
- JPNICとともにJAIPA IGFを形成
- APrIGF（アジア太平洋地域のIGF）を主催（2012年）
- グローバルIGFへも参加
- ICANN総会などにも参加
- 2022年の会合
- 来年の日本で初めて開催されるグローバルIGF会合

*IGF（インターネット・ガバナンス・フォーラム Internet Governance Forum）とは、インターネットガバナンスの問題に関し、マルチステークホルダー（市民社会、民間、政府、技術コミュニティ、NGO等各界関係者）間で政策対話を行う、国際連合（以下、国連）管轄下に設置されているフォーラムです。世界会合や地域、国ごとの会合が毎年各地で開催されています。

業界動向をタイムリーに把握し、自社にて環境変化・政策を踏まえた事業活動に役立てることができる

協会のアンケート・調査活動を通じて他会員企業の事業活動への取り組みを客観的に把握、理解できる

各種イベント・交流活動が充実しており、自社および参画社員のネットワーキングに役立てることができる

イベントの委員会等への若手参画により、個社では得難い人脈・ノウハウなど人材育成に役立てることができる

部会のメーリングリストに質問することで、他の会員企業からタイムリーかつ的確なコメントを得られる

自社の困りごとなど、事務局に相談する事で適切なサポートや関係者の紹介をしてもらうことができる

政策やステークホルダーとの交渉にて反映が難しい個社の課題を、協会意見として主張・反映できる

JAIPAの活動を地域行政や事業者に紹介することで、取引先などから自社への理解を深めてもらうことができる

など、多くのメリットがございます

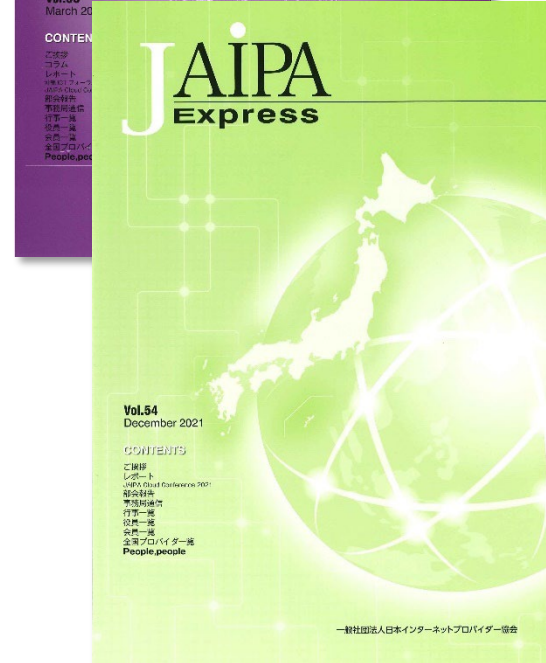
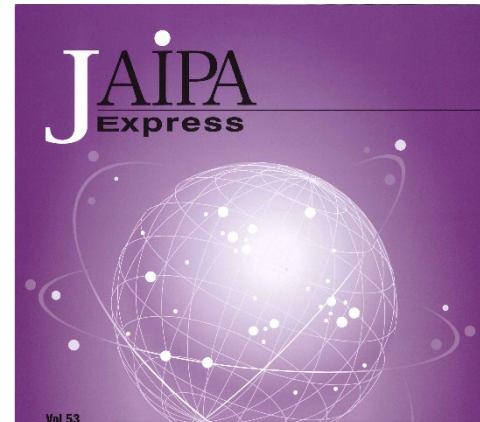
JAIPA Express

<https://www.jaipa.or.jp/book/>

■ 発行頻度：年2回程度

■ 掲載内容：

- 主催イベントのレポート
- 部会活動報告
- 会員企業紹介
- 行事一覧
- 役員一覧
- 全国プロバイダー一覧
- その他



会員紹介

株式会社まほろば工房

この度、日本インターネットプロ
ダ、ありがとうございます。
当社は、SI/NT事業として、サー
活用した構築支援に加え、音声ツリ
等を利用した自動音声サービスで
SI/NT事業の一つとして行っている
VyOSを中心に、様々なISP・データ
また、自動音声サービス「Symph
だいています。
JAIPAでは、会員の皆様と交流を
からどうぞよろしくお願いいたしま

■株式会社まほろば工房の概要
<https://www.atemahoroba.jp/about>
お問い合わせは、上記Web「お問合せ

MAHO-PBX 総機・1
NetDevance

日本から話す事が苦手な人を無くし
受講者満足度99%！企業研修600社5

この度、日本インターネットプロ
弊社は、アウンサー40名がスピ
多くのIT業界の皆様方をはじめと
評を頂いて参りました。ご自身の語
う豊富なカリキュラムをご提供して
ます。皆様方のお持ちの疑問らし
おいても、皆様との交流を深めなが
でございます。これからどうぞ宜し

■会社概要
社名：株式会社 KEES (キーズ)
代表取締役：方新修・マンツーマンレ
無料体験中っております

■お問合せ
TEL：03-6721-9637（法人営業部直
Mail：kees@kees-net.com
HP：http://www.kees-net.com

12 JAIPA Express

レポート

沖縄ICTフォーラム2020in久米島 開催報告書

<https://www.jaipa.or.jp/topics/2019-07/ict3118n.php>

開 催 日：2020年11月19日（木）～20日（金）
11月18日（水）セキタラ（総特別）
場 所：久米島 イーフプラザ
〒901-3108 久米島町字北第160-57
参加資格：JAIPA会員
主 催：一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
協 賛：・楽天株式会社
・インターネット接続サービス安全・安心マーク
推進協議会
参 加 費：無料
参加人数：55名（現地参加46名 講師リモート参加9名）

■プログラム
11月19日（木）
09:00-09:50（50）公開
「業界打撃のインベシジョン IOWN構想について」
日本電信電話株式会社 常務執行役員研究企画部長
川添雄彦 氏
現在、我々人類が保有しているICT技術は未曽有の危機を
予測し人類の存続の危機を克服するために明らかに不十分
であり未だである。また、インターネットのトラフィックや
IoTデバイスで集められるデータ量は増加の一途をたどって
いる。そして、今回のCovid-19で、さらに加速している。その
ため持続可能な技術革新に向けてICT基盤全体の革新を加速
すIOWN構想を発表した。本講演では、ネットワーク構想
「IOWN」、その具体的な進捗について、ご紹介する。

09:50-11:20（90）
「大改正 乗換者情報開示制度」
総務省総合通信政策局 電気通信事業部消費者行政課二
課長 小田久仁子 氏
東京大学大学院 法政学研究科 教授 矢野孝寿 氏
戸田総合法律事務所 弁護士 中澤祐一 氏
読売新聞 編集局 編集委員 若江雅子 氏
奥田法律事務所 弁護士 森 亮二 氏

11:20-12:05（45）公開
「コロナ時代のサイバー攻撃」
NTTデータ・サイバーセキュリティ・ストラテジスト
松原実穂子 氏

新型コロナウイルスの感染拡大に際し、医療機関や研究機
関・学校へどのような手段のサイバー攻撃が何を目指して
行われているか説明する。また、今年の米田大輔副議長が、
新型コロナウイルスの感染拡大の中で、リモートでサイバーセ
キュリティを確保することとなり、どのような新たな課題や
脅威が出てきたのかについても議論したい。

12:05-13:00（55）お昼休憩：お弁当は事前にご注文され
た方のみ配布となります。

13:00-14:30（90）一部公開
「2020年のabuse対応を振り返るよもやま話」
一般社団法人サイバーセキュリティ・コナナ連連
「サイバーセキュリティ対策」
ICT-ISAC SAKAR-WG 主催代行 藤原 昌 氏
NTTコムエンジニアリング株式会社 近藤和広 氏
今年もabuse対応に関しいろいろな話題がありました。各
社でabuse/セキュリティ対応を行っている方々のそれぞれの
立場で今年のabuse対応を振り返ります。



14:30-15:00（30）一部公開
「ICT-ISACの観測システムを使用した取組」
一観測から見たことと対応課題について
一般社団法人ICT-ISAC 事務局次長 青藤和典 氏
ICT-ISACでは、様々な観測システムを活用しています。
観測システムとその観測結果の一例を紹介するとともに観測
結果を利用するにあたっての課題について説明します。

6 JAIPA Express

プロ責法の概要と改正内容

本資料は2022年6月に作成したものです。

住所: 〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-36-1 オダカビル6F

URL: <http://www.jaipa.or.jp/> E-mail : info@jaipa.or.jp

TEL: 03-5304-7511 FAX: 03-3379-5530

そもそもプロ責法とは

- 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」という名前
- 「特定電気通信役務提供者」＝プロバイダー
- 平成13年（2001年！）にできた法律
- 平成25年（2013年）に一度改正
- 元々は4条しかない短い法律
- 損害賠償責任の制限（3条）
- 発信者情報開示の請求等（4条） ここが今回改正

権利の侵害があった場合に発信者の情報開示が請求できるということ。

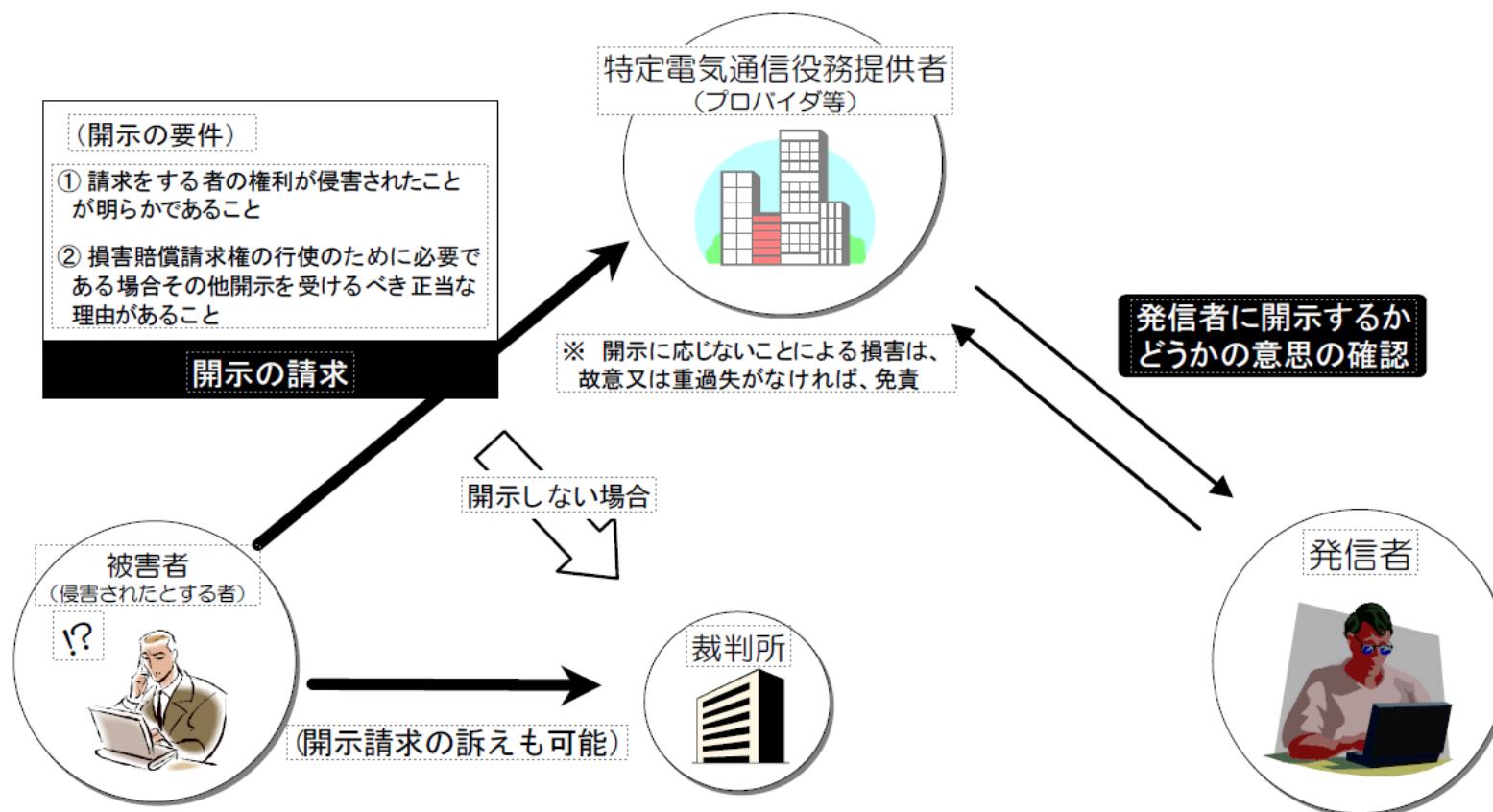
- 権利の侵害
 - 名誉棄損
 - 著作権侵害
 - 商標権侵害
 - 等
- 民事裁判で損害賠償を請求するためには、被告の住所氏名が分かっている必要がある。
- そのためには発信者の情報開示が必要。

発信者の情報

- 発信者の情報を持っているのはプロバイダー（＝電気通信事業者）
- 電気通信事業者は通信の秘密の義務（電気通信事業法4条）を課せられているから、法律に基づく手続きか裁判所の命令がなければ開示できない。
- この手続きを規定したのがプロ責法4条

当初の説明 法律ができたのは平成13年 (2001年) !

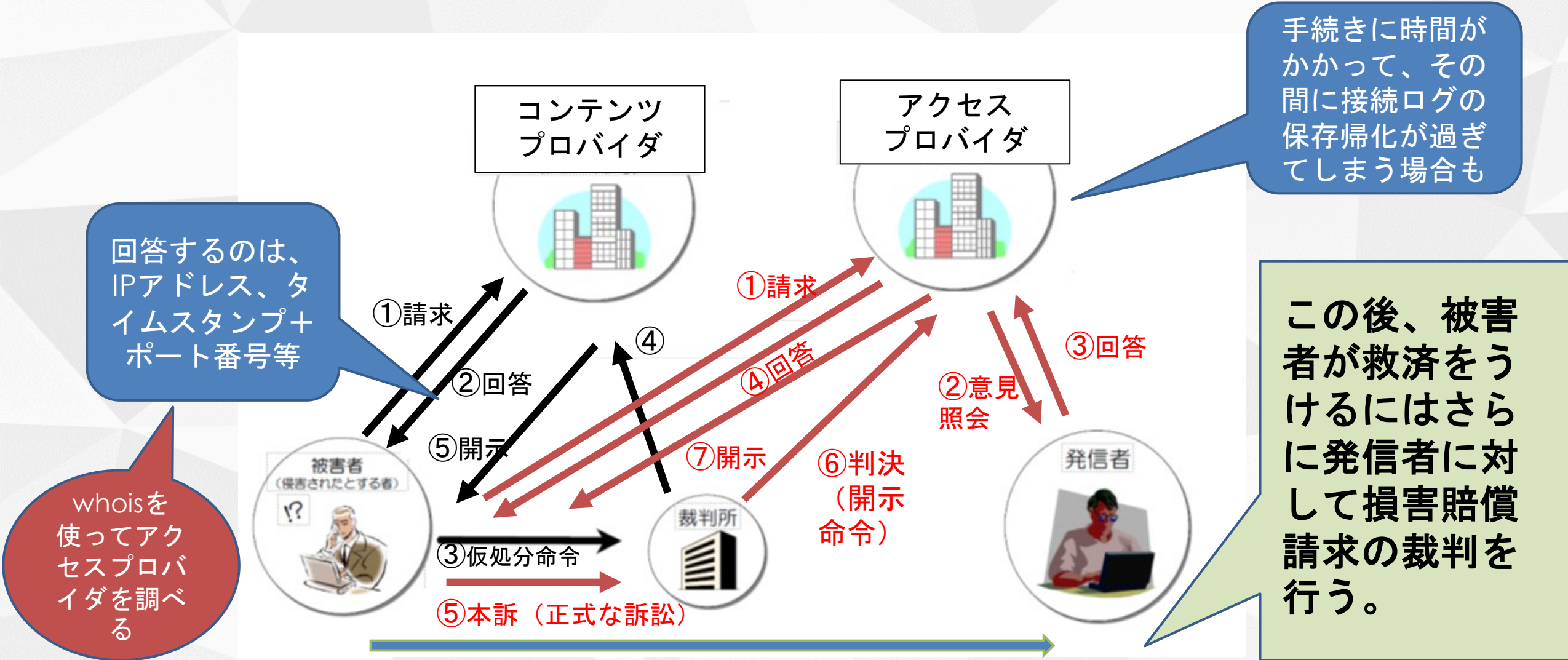
プロバイダ等の責任の明確化 —発信者情報開示—



ところが今では

- プロバイダーが2層に分かれている
- コンテンツプロバイダー (CP)
 - TwitterなどのSNS
 - 2ch, 爆サイなどの掲示板
 - Yahoo知恵袋、Yahoo Newsなどのコメント欄
 - Googleの検索結果や口コミサイト
 - クラウドやホスティング事業者！
- アクセスプロバイダー (AP)
 - ISP

開示までの手続きの実際



今回の法改正の概要

インターネット上の誹謗中傷などによる権利侵害についてより円滑に被害者救済を図るため、発信者情報開示について新たな裁判手続（非訟手続※）を創設するなどの制度的見直しを行う。

※訴訟以外の裁判手続。訴訟手続に比べて手続が簡易であるため、事件の迅速処理が可能とされる。

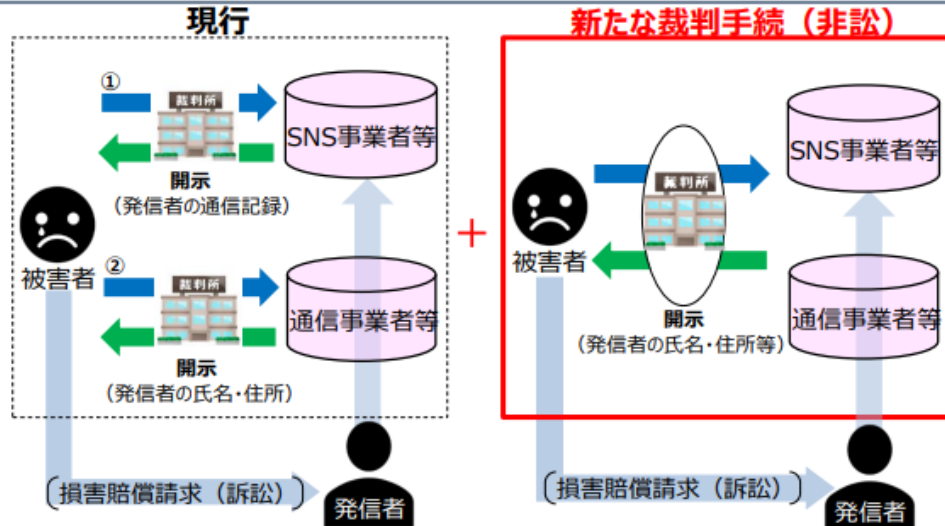
1. 新たな裁判手続の創設

現行の手続では発信者の特定のため、2回の裁判手続※を経ることが一般的に必要。

※SNS事業者等からの開示と通信事業者等からの開示

【改正事項】

- 発信者情報の開示を一つの手続で行うことを可能とする「新たな裁判手続」(非訟手続)を創設する。
- 裁判所による開示命令までの間、必要とされる通信記録の保全に資するため、提供命令及び消去禁止命令を設ける。
- 裁判管轄など裁判手続に必要な事項を定める。



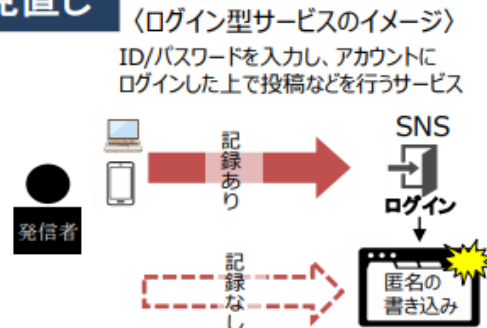
裁判所が
CP,APに対し発信者情報開示命令を出す。

2. 開示請求を行うことができる範囲の見直し

SNSなどのログイン型サービス等において、投稿時の通信記録が保存されない場合には、発信者の特定をするためにログイン時の情報の開示が必要。

【改正事項】

- 発信者の特定に必要な場合には、ログイン時の情報の開示が可能となるよう、開示請求を行うことができる範囲等について改正を行う。

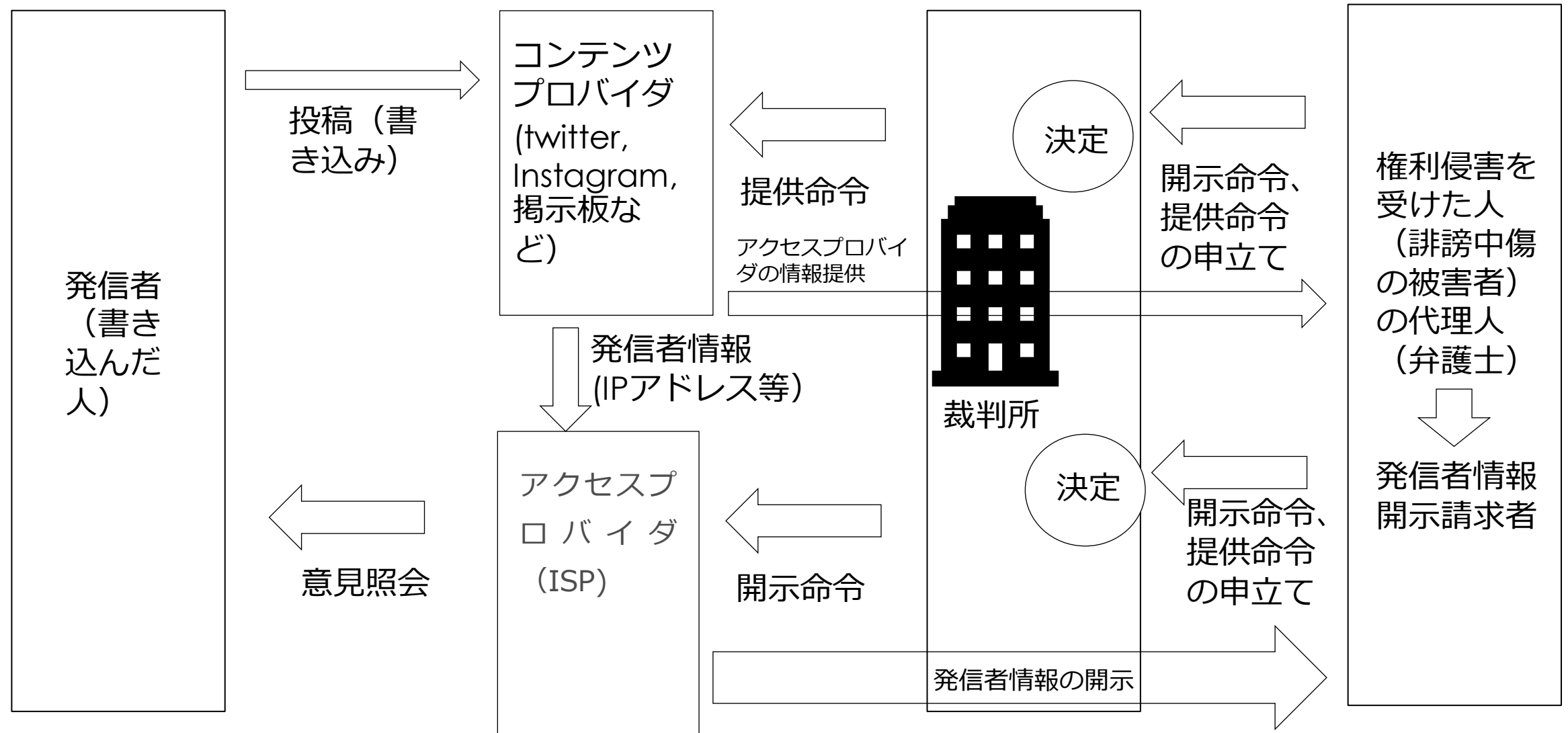


3. その他

【改正事項】

- 開示請求を受けた事業者が発信者に対して行う意見照会※において、発信者が開示に応じない場合は、「その理由」も併せて照会する。
※新たな裁判手続及び現行手続（訴訟手続及び任意開示）の場合

非訟手続きという新たな開示制度（2022年10月～）



インターネットトラヒックの現状（インターネットトラヒック研究会（第3回）説明資料）

2021年1月29日開催の「インターネットトラヒック研究会」（第3回）にて説明したのになります。資料はこちらをご覧ください。

https://www.soumu.go.jp/main_content/000730248.pdf

